

平成27年 1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 1月16日〔金曜日〕 16時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○事務局

定刻になりましたので、定例総会を開催します。始めに会長にあいさつを頂き、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長

皆様お疲れ様です。当初の予定では、9時からの開催となっておりますが、諸事情により開催時間が変更になりました。ご迷惑をおかけしますが、審議方をよろしく願います。

さて、委員各位には輝かしい新年を迎えたこととお慶びを申し上げます。今年も健康には十分気をつけてお互いに頑張っていきたいと思っておりますので、1年間よろしく願います。また、1月3日には、成人式の招待を受けて参加をいたしました。190名の新成人の参加でしたが、大変良い式典であったと思います。

40年前には私も成人で、式には参加しませんでした。40年前が思い出されました。この190人のうち1人でも2人でも地元に残ってくれたら、種子島も非常に活性化するのではないかと思ったところでした。

それと、1月1日付けで、事務局の人事異動がありました。今晚の歓送迎会の時でも関係職員にはあいさつをいただきたいと思っております。

異動で事務局の方も大変だと思っておりますけれども、委員と共に今年1年間頑張って頂きたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長

それでは、これより1月の定例総会を開催いたします。

始めに日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には5番石寺委員と6番岩本委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。今月は所有権移転2件、賃借権1件、使用貸借権1件の合計4件の申請がありました。

1番です。住吉の能野地区の土地です。台帳・現況地目は畑と田の8筆で、合計面積12,210平米を贈与により、親から子へ所有権移転するものです。

2番です。住吉の能野里地区の土地です。台帳・現況地目は畑の2筆で、合計面積2,250平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。榕城の竹鶴地区の土地です。台帳地目原野、現況地目畑の1筆で、面積2,992平米を使用貸借により5年間借りるものです。

4番です。榕城の岳之田地区の土地です。台帳・現況地目は畑の1筆で、面積3,086平米を賃貸借により1年間借りるものです。

3番・4番の借人は同一人物で、許可後の経営面積が6,078平米となり、下限面積の5,000平米を超えます。

以上、本件1番から4番までは農地法第3条第2項、各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長

続きまして、随時担当委員の説明をお願いします。

○1番委員

はい、1番です。番号1番についてであります。事務局の説明の通り親から子への贈与であります。譲渡人は高齢で病気がちなため、子供へ所有権を移転しようとするものです。1月12日に譲受人と立ち会い、現地確認と聞き取り調査を実施しました。

全て、能野方面にある畑と田でした。ただ上から6番目の字下塩屋牧の畑については、現況山林でありました。この現況山林については、今回は不許可が妥当ではないかと思えます。来月以降譲渡人に非農地申請で対応したらどうかということをお願いをしたところ。また、譲受人は親から引き継いだトラクターなどの農機具を揃えておられて、主にさとうきびを栽培するとのことでありました。

次に、番号2番についてであります。1月12日に譲受人立ち会いのもと、現地確認と聞き取り調査を行いました。現地は住吉広城農道沿いのほ場整備がなされている畑で2筆が隣接しているさとうきび畑でありました。譲受人は耕運機等を所有する専業農家で、今後もさとうきびを栽培するとのことでした。譲渡人には1月14日に電話で確認し、対価等間違いないことを確認しました。以上です。

○2番委員

はい、2番です。番号3番、4番について報告いたします。貸人、借人双方確認いたしました。問題ありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声ありがとうございましたので、採決をいたします。議案第1号の1番から4番のうち、1番の6番目の農地を除いた全ての案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、整理番号1番の6番目を除いた全ての案件については許可する事に決定します。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明します。資料は3ページです。

1番です。中割の万波地区の土地です。台帳地目が畑ですが、昭和50年ごろから耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の(ウ)に該当します。

以上で議案第2号の説明を終わります。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

これにつきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員の方々はお疲れ様でした。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。昨日合同調査を行いましたので報告を申し上げます。調査委員は12番と13番委員。担当は6番委員です。それと、事務局の方から2名、行政の方から財産監理課の職員が2名、地域の責任者が2名出席しました。

場所は中割の万波地域です。台帳が畑、現況は山林、申請人は西之表市です。

先ほど、事務局からありましたように、昭和50年頃から耕作せず、現在山林となっているとありますけれども、果たしてこれが畑だったのかなというのは現状でした。

スライドを見て頂ければ解るように直径50センチ以上の大木が生えておりました。

また、この土地は大正6年に国から払い下げがあった土地であるということでした。

そして、昭和9年に耕地整理をいたしまして、昭和12年に県から西之表市へ移転登記されたということです。

さらに、土地の中には広場の跡がありまして、行幸記念の碑というすばらしい石碑が残っております。従いまして、畑であったということも疑問に思いました。

このような状況でありまして、非農地とする事に何ら問題ないという皆さんの意見でした。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

昨日、調査に同行しました。今、調査委員長から説明があったとおりであります。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長、担当委員の方から説明がありましたけれども、これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1番について、非農地として承認することに賛成の方は

挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第2号非農地証明願いの1番については、非農地として承認することとします。

続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

始めに利用権の設定です。今月は1件の申請でした。1-1ページをお開き下さい。

期間が平成27年2月1日から平成32年1月31日の5年間、地目畑、面積5,004平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。今月は1件の申請がありました。平成27年1月23日に所有権移転しようとするものです。田が7筆の4,239平米、畑が5筆の11,018平米を売買により所有権移転するものです。所有権を移転する者1人、受ける者1人です。内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-8ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

期間が平成27年3月1日から平成37年2月28日の10年間、地目畑、面積67584平米、合計面積67,584平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。内訳については3-2ページを、詳細については3-3ページから3-10ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、平成26年度において耕作者集積協力金及び経営転換協力金の交付対象となる人が申請を行っております。3月1日の貸付を行うためには、1月に市町村公告を行わなければならないことから、本日急ぎに議案の中に追加させていただきます。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。まず議案第3号の利用権の設定について、審議を行います。担当委員の方の説明をお願いします。

○10番委員

10番です。先日、利用権を設定する方と現地におきまして、確認をしました。

現地はトラクターで整地しており、カボチャを植える予定だそうです。利用権の設定

をする方は、腰痛がひどく今回貸すということになったそうです。申請書どおり間違いのないことを確認いたしました。以上です。

○議長

ただ今の利用権の設定について、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので、採決いたします。利用権の設定1番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、農用地利用集積計画の利用権の設定、1番については承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、所有権の移転について審議します。担当委員の説明をお願いします。

○10番委員

はい、10番です。所有権を移転する方は、西之表市を離れて20年近くなります。

所有権移転を受ける方は、10年ぐらい前から畑と田を借りて、安納いもと米を作っています。地番は12筆ありますが、現在は田が1枚、畑が2枚になっております。

所有権を移転する方は、奈良に在住ですので電話にて確認をとりました。また、移転を受ける方は現場におきまして、一緒に立ち会いをしてもらい説明を受けました。

申請書の通り間違いのないことを確認いたしました。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

はい2番です。この移転を受ける方の経営面積は31町6反となっておりますが、この面積に間違いはないですか。

○事務局

ここの経営面積については、農業委員会の農地台帳により記載しております。農地台帳の面積と同じですので、間違いありません。

○2番委員

はい、解りました。

○議長

他に質疑はございませんか。無いようですので、採決をいたします。所有権の移転、1番について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、農用地利用集積計画の所有権の移転、1番については承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、農地中間管理事業に係る利用権の設定について審議します。これについ

ては、担当委員の調査報告は不要となっております。それでは、これについて質疑のある方はいませんか。

○8番委員

はい、確認ですけど、資料の期間は32年になっているのですが、37年の2月28日までの10年間ではないですか。

○事務局

大変失礼しました。様式1の訂正をお願いします。終期が平成32年となっておりますが、ここは37年に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

○議長

他に、何か質疑のある方はいませんか。

○9番委員

はい、9番です。機構の場合は、借賃は基本的にはどういうふうに決まってくるのですか。

○事務局

借賃については、窓口相談を受ける際に本人に希望額を聞くこととなります。それで、本人が例えば1反当たり1万5千円と指定されれば、それで計算を行いますし、標準額で良いということであれば、それで金額設定されます。

ただし、極端な額については、話し合いをして考えていただいています。

○議長


よろしいですか。それでは、採決をいたします。農地中間管理事業に係る利用権の設定、1番から8番について原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。


○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、農地中間管理事業に係る利用権の設定、1番から8番については承認し、意見を市長に送付いたします。

以上をもちまして本日の審議を終了いたします。

平成27年1月17日

会 長 脇 田 峰 生 

5番委員 石 寺 政 和 

6番委員 岩 本 進 男 